

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年7月22日

今治市長 徳 永 繁 樹



1 業務概要

(1) 業務名

政策評価手法導入支援業務

(2) 業務の目的

当市は効果的な政策立案やワイズスペンディング（賢い支出）を達成するため、データを活用した政策評価手法を導入し、政策の費用対効果等を可視化することによって、政策の優先度、継続の要否等の判断材料にしたいと考えている。

本業務委託においては、政策評価手法の導入及び内製化を目指したアドバイザリー業務を委託することで、政策評価について専門的な知見を反映するとともに、現実的かつ効果的な実施を可能とするものである。

なお、本業務は単なる成果物の作成・納品を目的とするものではなく、定期的な協議や共同作業を通じて市の担当者と一体となり、課題解決に向けた助言・支援を行う「伴走支援型」で実施し、もって市職員の能力向上とノウハウの蓄積を図るものとする。

(3) 業務内容

- ①新規予算要求事業の「評価シート」及び「評価シート作成マニュアル」の作成支援
 - ②新規予算要求事業の評価
 - ③既存事業の評価
 - ④事業評価における内製化の支援
- 詳細は別紙「政策評価手法導入支援業務委託基準仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

2,970,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 過去3年以内において自治体における事業の効果検証業務または評価手法の導入支援業務の実績を有する者

5 担当部署

今治市役所

総合政策部企画政策局市民が真ん中課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1503（直通）

E-MAIL:simingamannaka@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙「政策評価手法導入支援業務 公募型プロポーザル 評価項目及び評価基準」のとおり

7 実施要領等の配布

下記ホームページからのダウンロードに限る。

期限：7月22日（火）～8月4日（月）17時15分

今治市 市民が真ん中課（ホームページ）

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年7月22日（火）～8月4日（月）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参の場合は、提出期間中の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和7年8月5日（火）までに電子メールにより通知します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

参加資格審査結果通知書の受領後から令和7年8月21日（木）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第6号）

エ 業務実施予定体制（様式第7号）

(4) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本7部

(5) 企画提案書作成要領

- ア 企画提案書はA4版で作成すること。
- イ 仕様書に沿って企画提案を作成すること。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。
- エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。
- オ 参考見積書は封かんし、事業者名、事業名及び見積書であることを表記して提出すること。

(6) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出するものとします。

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではないこと。

イ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (イ) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

10 選定方法

選定は、政策評価手法導入支援業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」といいます。）が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) プレゼンテーション審査

画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」の審査項目技術提案事項の得点の高い順に、同項目の得点と同じ場合は見積金額が安価な順に順位を決定し、本業務の契約候補者として選定

します。

プレゼンテーションは、説明員と審査員が対面で行う方法とします。

- (2) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

選定結果は後日参加者全員に電子メールにて通知します。ただし、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しません。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。